確定拠出年金制度の 見直しに関する考え方

2019年3月29日





1. 「主な検討課題」に関する考え方

■ 第1回社会保障審議会企業年金・個人年金部会において提示された「主な検討課題」(資料1 (p.48))に対する当協会の考え方は下表のとおり。

第1回会合で提示された「主な検討課題」	当協会の考え方
就労期間の延伸を制度に反映し長期化する高齢期の経済基盤を充実するとともに、高齢期における多様な就労と私的年金・公的年金の組合せを可能にする環境の整備など	 拠出限度額の見直し(p.2~3) 退職年金等積立金に対する特別法人税のあり方の見直し(p.4) iDeCo加入者の資格喪失年齢の見直し(p.5) 資格喪失年齢引上げ時における企業型DC加入者の資格要件の見直し(p.6)
従業員の老後資産の形成に向けた事業主 の取組を支援する環境の整備など	
働き方や勤務先に左右されない自助努力を 支援する環境の整備など	• 追徴課税等のペナルティを課した脱退一時金を支給する制度等の 新設(p.7)
老後資産の形成・取り崩しに関する選択を 支える環境の整備など	_
企業年金・個人年金制度を安定的に運営するための体制の整備など	• iDeCo加入手続等の事務手続きの見直し(p.8)



2. 拠出限度額に関する考え方

■ 拠出限度額の見直し

● 制度の普及・拡充のために、企業型DCおよびiDeCoの拠出限度額の引上げや撤廃を含めた見直しも考えられるのではないか。

- 企業型DCの事業主掛金は、当該企業の退職給付制度や財務状況、総人件費の考え方に沿って掛金額を設定するものであり、企業の制度設計の自由度を高めることで、更なる普及・拡充が期待される。
- iDeCoの拠出限度額が、国民の自助努力にもとづく老後の生活資金の確保の観点から十分な水準にある か検討の必要があるのではないか。特にiDeCoは、加入者の資格により拠出限度額が異なるため、それぞ れに応じた事務運営が必要であるほか、加入者自身、被保険者区分を正確に把握していないことも多く、加入者の資格判断が難しい場面もある。加入の妨げとなる煩雑な事務の改善は、iDeCoの普及・拡充に資するのではないか。



2. 拠出限度額に関する考え方 (続き)

- 企業型DCとiDeCoの掛金上限の合算の見直し
 - 企業型DC加入者が一定の条件のもとiDeCoに加入する場合の、企業型DCとiDeCoの掛金上限の合算について、撤廃も含めた見直しも考えられるのではないか。

- 企業型DC加入者は、その者が①マッチング拠出を行わないこと、および②iDeCoの加入者になることができる旨が企業型DCの規約に定められている場合には、iDeCoに加入することができる。
- この場合の企業型DCの拠出限度額に関して、他の企業年金がない場合は年額42万円、他の企業年金がある場合は18.6万円とされており、規約に①および②の定めがある場合でiDeCoに加入しない者は、従来と比して企業型DCの拠出額に制限が課される。
- このため、企業型DCを実施している企業にとって、加入者にiDeCoの同時加入を認めることは事実上困難である。



3. 特別法人税に関する考え方

- 退職年金等積立金に対する特別法人税のあり方の見直し
 - DC制度の安定的な普及・発展のためにも、「拠出時・運用時非課税、給付時課税」の制度設計を明確にする観点から、退職年金等積立金に対する特別法人税のあり方の見直し(廃止)も考えられるのではないか。

- 確定拠出年金に係る特別法人税は、加入者の個人別管理資産に賦課されることによって、勤労者の将来 の年金原資が目減りしてしまうことになるほか、主要先進国で積立金に課税する例はない。
- 特別法人税に係る課税凍結措置は、1999年度以降継続されているが、制度そのものの抜本的な見直し を検討する好機ではないか。



4. 資格喪失年齢に関する考え方

- iDeCo加入者の資格喪失年齢の見直し
 - 企業型と同様にiDeCoにおいても加入者資格喪失年齢を65歳まで引き上げ、掛金を拠出し続けられるような見直しも考えられるのではないか。

- 2018年2月16日に閣議決定された「高齢社会対策大綱」において、「希望者全員がその意欲と能力に応じて65歳まで働けるよう安定的な雇用の確保を図る」、「社会保障制度についても、こうした意欲の高まりを踏まえた柔軟な制度となるよう必要に応じて見直しを図る」、「企業年金、退職金、個人年金等の個人資産を適切に組み合わせた資産形成を促進する」と謳われている。
- 第1号被保険者の国民年金基金は65歳支給であり、2013年4月から国内に住所を有する60歳以上 65歳未満の国民年金任意加入者は引き続き加入できるよう制度改正されている。
- また、iDeCo加入資格を有する第2号被保険者にとっては、60歳以降も加入が認められている企業型DC 加入者との間で格差が生じることとなっており、企業型DCとの不公平が生じている。



4. 資格喪失年齢に関する考え方(続き)

- 資格喪失年齢引上げ時における企業型DC加入者の資格要件の見直し
 - 仮に、加入者資格喪失年齢を60歳以降に引き上げた場合、加入者資格要件として、「60歳に到達した前日に おいて雇用されていた実施事業所に60歳以降も継続して雇用されること」となっている。
 - 65歳までの雇用確保のための、同一規約内の事業所への異動については加入資格を維持できるよう、 資格要件の見直しも考えられるのではないか。

- 65歳までの雇用確保のために、60歳以降にグループ内の別会社に転籍するケースは一般的に行われており、 制度が企業実態と合っていない。
- グループ会社内での転籍については、同一のプランの中での属性変更と捉えることが実態に即しているのではないか。



5. 脱退一時金の支給要件に関する考え方

- 追徴課税等のペナルティを課した脱退一時金を支給する制度等の新設
 - 他の企業型年金制度と同様に一定の条件のもと年金資産の中途引出を可能とするため、**追徴課税等のペナル** ティを課した脱退一時金を支給する制度の新設も考えられるのではないか。
 - また、外国籍の加入者が退職して本邦を出国するに当たり、再来日の予定がない場合は、脱退要件に関係なく、 脱退一時金の請求を可能とすることも考えられるのではないか。

- iDeCoの加入可能範囲が見直され、20歳以上の全国民は原則確定拠出年金制度に加入可能となった。 これに伴い、脱退一時金の支給要件も見直されており、個人別管理資産の額が一定額(現行1.5万円) 以下の企業型DC加入資格喪失者と「保険料免除者」以外は脱退一時金を受け取れなくなり、原則60歳 以降の年金受給開始までの中途引出が認められないことになった。
- しかしながら、確定拠出年金の更なる発展、普及のためには、加入者の利便性を促進し、他の企業年金制度同様、一定の条件のもと年金資産の中途引出を可能にすることも考えられるのではないか。
- また、外国籍を有する国民年金や厚生年金保険の被保険者が資格を喪失して日本を出国する場合、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に脱退一時金を請求することができることとなっており、同様の措置を講じることも考えられるのではないか。



6. 更なる制度普及推進のための考え方

- iDeCo加入手続等の事務手続きの見直し
 - 制度の普及や加入者の負担軽減および利便性の向上等の観点から、国民年金基金連合会において <u>インターネット等の電磁的方法による事務手続きの受付を可能とする</u>など、加入手続等の事務手続き の見直し※1を進めていくことも考えられるのではないか。

- iDeCoに係る加入や住所変更等手続は、法定の帳票を提出することが省令で定められ、同手続においては本人の押印済書類を要するなど、加入までに一定程度の期間を要している(特に郵送や店頭受付等の手続)。
 また、資格条件確認のための事業主印による証明も加入の妨げになっており、こうした煩雑な事務手続が加入および企業型DCからの移換を躊躇させる原因となっている。
- 政府の「デジタル・ガバメント実行計画」や、第198回通常国会に提出された「デジタル手続法案」※2等の趣旨を踏まえた見直しも必要ではないか。
- ※1 運営管理機関はもとより、記録関連運営管理機関等との意見交換を踏まえて、実務的な運営に支障がない見直しが必要。
- ※2 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案(2019年3月15日国会提出)



(ご参考) 当協会のこれまでの要望

- 当協会の会員銀行は、確定拠出年金制度における運営管理機関や資産管理機関等として、制度の 健全な普及・発展のため努力。
- 当協会は、例年、会員銀行における日々の業務運営の中で加入者等から寄せられている声等を 踏まえた制度改善要望を厚生労働省宛提出。直近2018年6月提出の要望項目は下表のとおり。

[要望項目]

拠出限度額の見直し	iDeCo加入者の資格喪失年齢の引上げ
退職年金等積立金に対する特別法人税の撤廃	国民年金の第3号被保険者がiDeCoに加入した場合における掛金の所得控除
脱退一時金の支給要件の更なる緩和	老齢給付金に係る支給要件の緩和
資格喪失年齢引き上げ時における企業型DC加入者の資格要件の緩和	iDeCo加入手続等の事務処理見直し等